

2 医療機関・医療救護所の種別

被災地内の医療機関は、災害時に発生する多くの傷病者に対応しなければなりません。しかし、被災地の限られた医療資源では、全ての傷病者に迅速に対応できないおそれがあります。

このため、都は、都内全ての医療機関や医療救護所の役割分担を定めています。

災害拠点病院や災害拠点連携病院は、主に重症者や中等症者など入院治療が必要な傷病者を受け入れます。

また、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、主に専門医療や慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動などを行うこととし、対応できない傷病者がいるときは、災害拠点病院などに傷病者を搬送します。

(1) 病院(関連P41)

災害時には、全ての病院が「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」の役割分担に応じて医療救護活動を行います。

[表6（再掲）：災害時における病院の役割分担]

種 別	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

(2) 診療所・歯科診療所・薬局(関連P41)

診療所、歯科診療所及び薬局は、区市町村が定める地域防災計画に基づいて医療救護活動を行います。ただし、救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。

[表12：診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担]

種 別	役 割 分 担
専門的医療を行う 診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬 局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所等 (上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局)

(3) 医療救護所(関連P33・P93・P134)

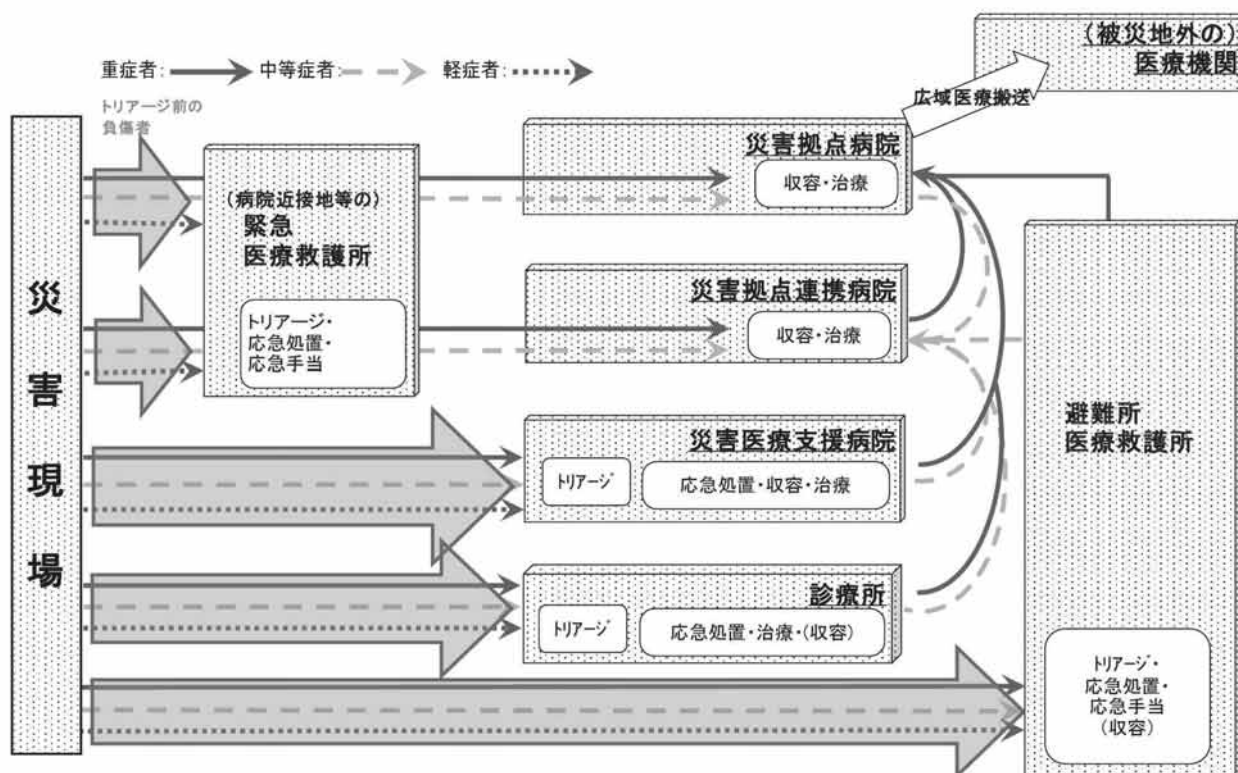
通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は、各地域防災計画等に基づいて医療救護所を設置します。

医療救護所は、主に緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類されます。

[表 1 3 : 医療救護所の種別]

種 別	内 容
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所 (EMIS の分類では、医療機関前救護所に相当)
避難所医療救護所	区市町村が、避難所に設置する医療救護所 (EMIS の分類では、避難所救護所に相当)

[図 4 : 超急性期に想定される傷病者の流れ]



4 フェーズ区分と必要な活動

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患時治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村	緊急医療救護所の設置・運営					
区市町村災害医療コーディネーター	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師等の派遣		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置			
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMA Tの活動					
地域災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師等の派遣					
③ 災害拠点病院	主に日本DMA Tによる支援活動			主に他道府県の医療救護班による支援活動		
④ 災害拠点連携病院	主に重症者の収容・治療				平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療				平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑥ 診療所等	診療継続または区市町村の定める医療救護				平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します